

休業要請に関するよくあるお問い合わせ

コールセンターにいただいたお問い合わせのうち、よくあるお問い合わせをについて掲載をしています。

No	掲載日	休業要請について		備考
		Q	A	
1	4月23日(木)	<p>「大学・学習塾等(大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等)」及び「商業施設(生活必需物資の小売り関係以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)」について、100㎡以下の施設を休業した場合、協力の支給対象となりますか。</p>	<p>「大学・学習塾等(大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等)」及び「商業施設(生活必需物資の小売り関係以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)」については、1000㎡以下の施設の使用停止及び催物の開催の停止について、協力を依頼しています。</p> <p>したがって、100㎡以下の同施設も、4月25日(土)0時～5月6日(水)まで、すべての期間において、休業に協力いただいた中小企業及び個人事業主の方は、協力の支給対象となります。</p>	
2	4月23日(木)	<p>複数の施設を持つ事業者は、全施設を休業しなければなりませんか。</p>	<p>休業要請をしているすべての施設(休業の協力を依頼している施設を含む。)について、4月25日(土)0時～5月6日(水)までのすべての期間において、休業等に協力していただく必要があります。</p> <p>詳しくはコールセンター(0742-27-3600)までお問い合わせください。</p>	